

子供・若者育成支援推進のための有識者会議の開催について

平成 31 年 4 月 1 日
子供・若者育成支援推進本部長決定

1 趣旨

子供・若者育成支援推進法(平成 21 年法律第 71 号)第 8 条に基づく子供・若者育成支援施策の推進を図るための大綱に掲げられている施策の実施状況や対策の効果等を点検・評価し、子供・若者育成支援施策についての検討を行うため、子供・若者育成支援推進のための有識者会議(以下「会議」という。)を開催する。

2 構成

- (1) 会議の構成員は、本部長が別に指名する。
- (2) 会議には、構成員の互選により、座長を置く。
- (3) 座長は、会議の議事を整理する。
- (4) 座長は、必要に応じ、関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。
- (5) 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- (6) 会議は、必要に応じ、部会を開催することができる。

3 議事要旨

座長は、会議の終了後、速やかに、会議の議事要旨を作成し、これを公開する。

4 庶務

会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府において処理する。

5 その他

前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、内閣府特命担当大臣(青少年育成)が別に定める。